

# 小型家電収集はじまります

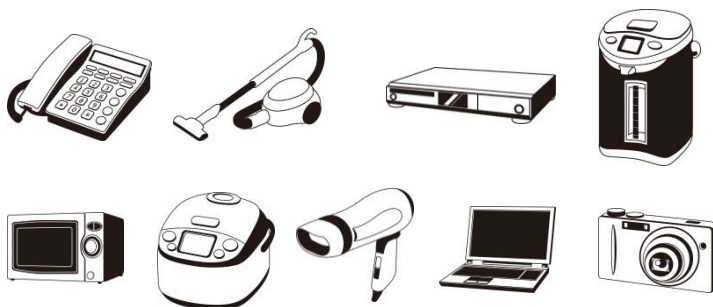
小型家電には、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属が含まれています。笛吹市では、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に則り、適切なリサイクルを推進します。分別排出につき、皆様のご協力をお願いいたします。

**対象品目**

- ・電気で動くもの(コードがついているもの)
- ・電池で動くもの(電池・バッテリーは抜く)

## 一部例

- 電話
- 掃除機
- DVDプレイヤー
- 電気ポット
- 電子レンジ
- パソコン
- 電気炊飯器
- ドライヤー
- ビデオカメラ
- デジタルカメラ
- 電気ストーブ
- ゲーム機



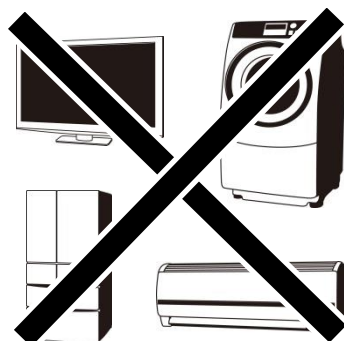
## 出す際にご注意ください

- ① 携帯電話は、他の家電製品と分けてお出してください



- ② リサイクル料のかかる家電は**出せません**

- テレビ
- 冷蔵庫
- エアコン
- 洗濯機(乾燥機)



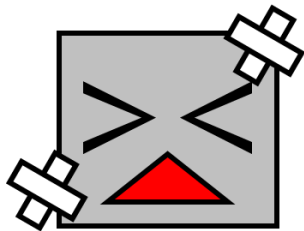
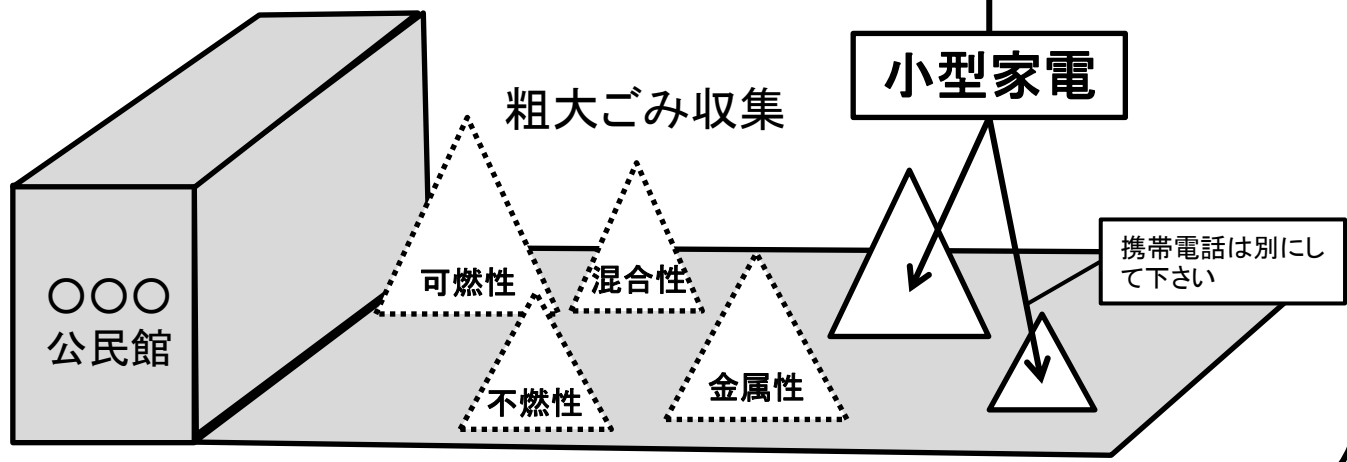
(別途特別収集日にお出してください)

- ③ 家電製品から、電池、電球、灯油等の異物は抜いてください

- ④ 個人情報の取扱いについて

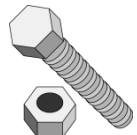
収集した家電につきましては、最終的な完全分解・破碎に至るまで、業者にて適切に管理されますが、電子機器に記録されている個人情報等のデータにつきましては、排出者ご自身の責任にて、消去または物理破壊(穴をあける等)をお願いいたします。

小型家電は、今までどおり粗大ごみの収集日にお持ちいただき、各収集場所で分けて出して下さい。

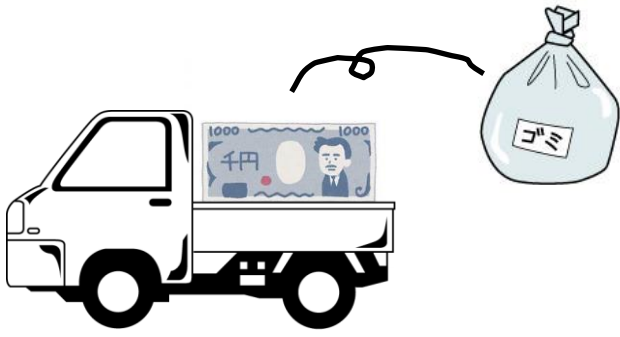


故障した小型家電(作動しない、破損している等)であっても大丈夫です

処理工場へ運ばれたあと、細かい素材になるまで分解されます。



# 不用品回収業者にご注意を！



無許可でゴミを回収するのは違法行為です。また悪質な業者に至っては、お金にならない部分を、不法投棄する可能性があります。無許可の不用品回収業者に安易にごみを渡さないでください。